

## 伊達市商品開発等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者が、地域資源等を活かした魅力ある商品づくりに取り組む場合に要する費用に対し補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市に住民登録がある者
- (2) 市内に主たる事業所を有する法人
- (3) 市に住民登録がある者若しくは市内に主たる事業所を有する法人を主たる構成員とする組合又は団体

2 前項の対象者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を完納している者
- (2) 伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第1号から第3号までの規定に該当するものでないこと。

(事業の要件及び対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、地域の資源及び特色を活かした魅力ある商品の開発等に関する事並びに商品が複数年にわたり継続的に製造及び販売する計画に基づくものであることを要件とし、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 新商品の開発
- (2) 既存の商品のリニューアル

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度として、予算の範囲内の額とする。

2 補助金の交付の申請は、年度内に1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金等の交付の申請を行う場合における同条第1号の書類は事業計画書（様式第1号）とし、同条第2号の書類は収支予算

書（様式第2号）とする。

2 事業計画書（様式第1号）の提出にあたっては、商工会の所見を求めるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第15条の規定による補助事業等の実績報告を行う場合における同条第1号の書類は収支決算書（様式第3号）によるものとし、同条第2号の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

（1）事業実績書（様式第4号）

（2）対象経費の支払を確認できる領収書等の写し

（3）開発等を行った商品等を確認できるもの

（書類の保管）

第8条 交付決定者等は、対象事業に関する収支状況等を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象経費
新商品の開発	(1) 専門家の招聘に関する費用 ア 謝金 イ 旅費 (2) 研究開発に関する費用 ア 原材料費 イ 機械器具等の借入費 ウ 備品等購入費及び設備導入費 エ 外注費及び委託費 (3) ラベル、パッケージ等作成に関する費用 ア デザイン費 イ 印刷費及び制作費 (4) 市場調査及び広告宣伝に関する費用 (5) その他市長が必要と認める費用
商品のリニューアル	(1) 専門家の招聘に関する費用 ア 謝金

	イ 旅費 (2) ラベル及びパッケージ等作成に関する費用 ア デザイン費 イ 印刷費及び制作費 (3) 市場調査及び広告宣伝に関する費用 (4) その他市長が必要と認める費用
--	--

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(別紙のとおり)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(別紙のとおり)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(別紙のとおり)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(別紙のとおり)